

特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等を次のように定める。

平成24年4月1日

みどり市長 石原

みどり市
特定工場等における騒音規制に関する告示
平成24年4月1日

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等の指定

騒音規制法(昭和43年法律第38条)第3条第1項の規定及び特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成24年4月1日みどり市告示第64号)に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域並びに規制基準を適用する区域の区分を、次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

騒音規制法に基づく指定地域一覧表

市名	区域の区分	区域名
みどり市		
第2種区域		1. 笠懸町阿左美、同鹿、同久宮のうち、第3種区域を除く区域 2. 笠懸町西鹿田の区域 3. 大間々町行政区9区、10区、11区、12区、14区、 1・6区(平成19年4月1日において27区であった区域を除く。)及び17区 4. 東町萩原、同花輪(字一区、同二区及び同三区)、同小中、同神戸、同草木及び同沢入のうち第3種区域を除く区域 5. 東町小夜戸及び同座間の区域
第3種区域		1. 笠懸町阿左美のうち市道笠懸4058号線以南の主要地方道 太田大間々線の西側百mの範囲の区域並びに主要地方道太田大間々線、市道笠懸4214号線、同4215号線、同304号線、市道1級5号線、東武鉄道(株)桐生線並びに太田市との境界に囲まれた区域 2. 笠懸町阿左美のうち市道笠懸4058号線以北の主要地方道 太田大間々線の両側百mの範囲の区域 3. 主要地方道大間々尾島線の両側百mの範囲の区域 4. 笠懸町阿左美及び同鹿のうち国道50号線の両側百mの範囲の区域 5. 笠懸町阿左美のうち県道阿左美桐生線の両側百mの範囲の区域 6. 笠懸町阿左美及び同久宮のうち主要地方道桐生伊勢崎線の両側百mの範囲の区域 7. 赤堀・東・笠懸工業流通団地の区域 8. 大間々町行政区1区～8区、及び13区の区域 9. 東町荻原字高橋、同西町並、同東町並及び同久保の区域 10. 東町花輪字町、同黒川、同中居、同丁、同三島、同古美門、同赤城、同唐沢、同黒虫、同前原、同平沢及び同犬目の区域 11. 東町小中字砂原の区域 12. 東町神戸字宿、同見沢、同長マド、同原、同谷頭、同高助及び桑平木の区域 13. 東町草木字原の区域 14. 東町沢入字東宮、同高畑、同西、同宿及び同沢入の区域